

# センター からの

2014  
9月号  
隔月発行

## 岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1  
TEL 086 (226) 1019 (2014.9月発行)

## Contents

- 乳幼児 (特に1歳以下) のボタン電池の誤飲に注意してください!
- お持ちではありませんか? リコールが行われている台所用機器
- 特定商取引法の申出制度
- 消費生活相談事例
- ビデオ・DVDライブラリー

# お便り

## 消費生活に関するご相談は

### ●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… **086 (226) 0999** 火曜日～日曜日 9:00～12:00・13:00～17:00  
津山分室 …… **0868 (23) 1247** 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費者ホットライン **0570 (064) 370** (身近な消費生活窓口につながります。)

●消費のアドバイス **山陽新聞 毎月第3日曜日掲載** (変更される場合があります。)

## 乳幼児 (特に1歳以下) のボタン電池の誤飲に注意してください!

消費者庁には子どものボタン電池の誤飲に関する事故情報が多数寄せられています。なかには重篤な症状により入院した事例も報告されています。

誤って飲み込んでしまったボタン電池が食道にとどまり、放電の影響によって短時間 (わずか1時間程度) でも潰瘍ができて食道に穴があいてしまうことがあります。

子どもがボタン電池を飲み込んでしまったり、鼻の穴に入れてしまったときは、一刻も早く医療機関に行くことが重要です。最悪の場合、死に至るおそれもあるので、すぐに救急車を呼びましょう。その際、電池の種類や状態を確認できれば、医師に伝えてください。

また、誤飲したかどうかははっきりしない場合でも、レントゲンを撮ればボタン電池の有無や、どこにとどまっているかなど確認できます。誤飲が疑われるときは必ず医療機関を受診しましょう。

ボタン電池は、玩具の他にも時計、タイマー、LEDライトなど子どもが簡単に手にできる様々な日用品に使われています。お子さんの身の回りのどんな製品にボタン電池が使われているのかについて点検しておきましょう。

また、電池の保管時には、「破裂」にも注意してください。電池の端子は金属製で、ボタン電池はほぼ全面が金属です。電池同士が接触すると、場合によっては大きな電流が流れ、発熱、破裂、発火に至る場合もあります。

廃棄のために保管するときなど複数の電池を一緒にするときは、電池同士が接触してもショートしないようにテープを巻くなど、それぞれの電池の端子部分を絶縁するようにしてください。また、ボタン電池を、電気を通しやすい金属 (ネックレスやヘアピン、コイン、鍵など) と一緒にするのもやめましょう。



## 「食の安全・安心を考える」

講師 岡山県保健福祉部生活衛生課

毎日食べている食品について、食品添加物や残留農薬、遺伝子組換えなどの言葉が気になって、なんとなく不安になっていませんか。これらを科学的な視点から見て、考えてみましょう。

参加希望の方は、岡山県消費生活センターに電話、FAXまたは電子メールでお申し込みください。

**TEL 086-226-1019 FAX 086-227-3715**

電子メール **syohi@pref.okayama.lg.jp**

※定員70名に達しますとお断りする場合がありますので、ご了承ください。

消費生活講座

食品添加物  
残留農薬  
遺伝子組換え



平成26年  
9月5日(金) 13:30～15:00  
in 岡山県消費生活センター

# リコール

お持ちではありませんか？

## が行われている 台所用機器

平成25年度に消費者庁に寄せられた、リコール製品による火災や重傷等の重大製品事故の報告のうちの約4分の1が台所用機器（※1）によるものでした。リコール対象になっている約310万台の台所用機器のうち、約180万台を超える製品については必要な修理などを受けないまま使われている可能性があります。

リコール製品は、そのまま使い続けると火災等の重大な事故を引き起こすおそれがあり、大変危険です。御自宅等にリコール製品がないか再度確認し、お持ちの場合は使用を中止して、製造・輸入事業者による回収・無償修理等を受けてください。

（※1）ここでいう台所用機器とは、電子レンジ、電気冷蔵庫、電気こんろ（キッチンユニット用を含む）、食器洗い乾燥機（卓上型／ビルトイン式）、IH調理器、電気ケトルを指します。

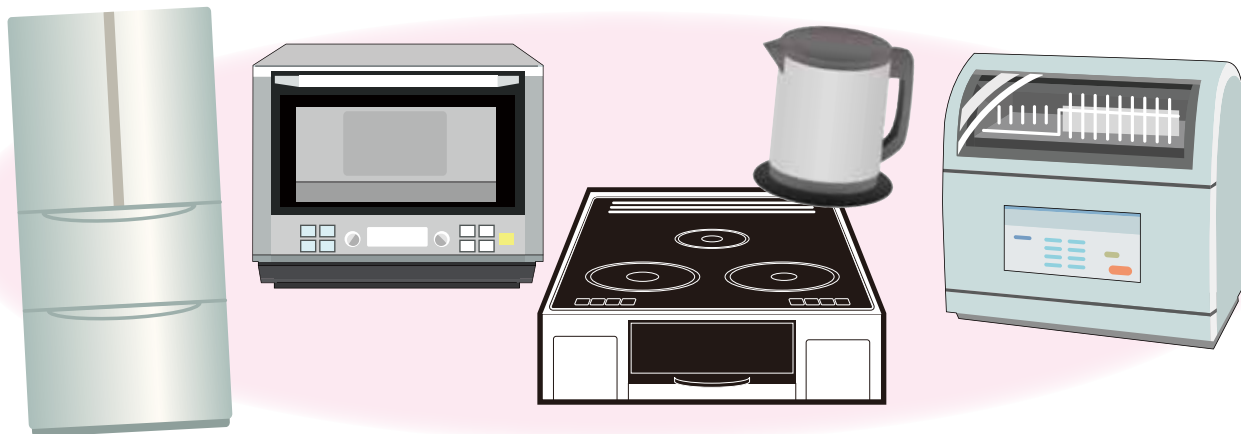
リコール製品の情報は“消費者庁リコール情報サイト”で確認できます。

<http://www.recall.go.jp/>

また、長期使用製品安全点検制度（※2）の対象となる9品目の製品をお持ちの方は、お客様情報を該当する製造、輸入又は販売事業者に登録してください。登録すると、適切な時期にこれら事業者から点検通知が届きますので、点検を受けましょう。（台所用機器では、ビルトイン式電気食器洗浄機が該当します。）

（※2）長期使用製品安全点検制度（平成21年4月1日施行）は、消費者自身による点検が難しく、経年劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い9品目（屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）、屋内式ガスふろがま（都市ガス用、LPガス用）、石油給湯機、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機）について、使用者が消費者登録を行い、製造・輸入事業者、販売事業者、関連事業者が適切に点検・保守の役割を果たして経年劣化による製品事故を防止するための制度です。詳細は経済産業省ホームページの「製品安全ガイド」のページをご覧ください。

[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/index.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html)



# 特定商取引法の申出制度

## 悪質業者についての情報提供制度をご存じですか？

特定商取引法の申出制度は、特定商取引法に規定されている7つの取引類型について、取引の公正や消費者の利益が害されるおそれがあると認められる場合に、国や都道府県知事にその内容を申し出て、事業者に必要な措置を採るよう求めることが出来る制度です。

この制度は、申出者の抱える個別のトラブルを解決することを目的としたものではありませんが、消費者と行政が一体となって、取引の公正の確立と消費者の利益を守るために設けられた制度です。

申出は、悪質・不公正な取引により被害を受けた本人に限らず、個人、法人を問わず誰でも行うことができます。

※申出制度の詳細は消費者庁ホームページの「特定商取引法の申出制度」のページをご覧ください。

<http://www.caa.go.jp/trade/moushide.html>

## ● 特定商取引法って？

特定商取引法は、消費者トラブルが生じやすい次の7つの取引類型について、事業者に対する規制と、クーリング・オフなどの消費者を守るためのルールを定めています。事業者による悪質・不公正な行為を防止し、消費者の利益を守るための法律です。

訪問販売

通信販売

電話勧誘販売

連鎖販売取引（マルチ商法）

特定継続的役務提供（エステ、語学教室、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）

業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法）

訪問購入（押し買い）

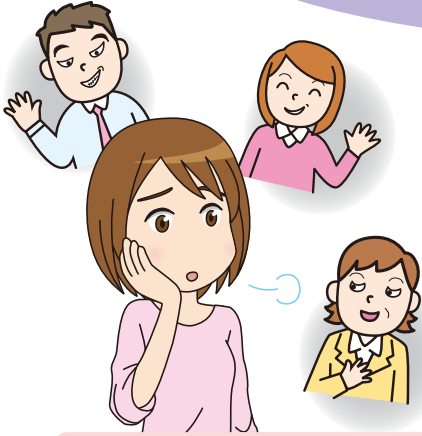
～7つの取引類型～

## ● 特定商取引法の主な規制内容

7つの取引類型において、次のような事業者の行為は禁止されています。

- ・ 勧誘の前に、事業者の正式名称や商品等の種類、勧誘が目的であることを告げない
- ・ 迷惑な勧誘をする
- ・ 誇大広告をする
- ・ クーリング・オフを妨害する
- ・ 勧誘目的を隠して、一般の人々が自由に出入りしない場所に誘い込んで勧誘をする
- ・ 事実と異なることをわざと告げる
- ・ 利益を得ることが確実であると誤解させる
- ・ 法律で定められた事項を記載した書面を交付しない
- ・ 消費者をおどして困らせる
- ・ 日常生活ではとうてい必要でない量の商品などの契約締結を勧誘する
- ・ 物品の買い取りについて、いわゆる飛び込み営業を行う

## ●消費生活相談事例●



### 友人から誘われる儲け話にご用心

友人から儲け話があると誘われて、ファミリーレストランに行ったところ、業者から深夜に長時間にわたって美顔器や浄水器、布団などの勧誘を受け、会員登録し、布団を購入した。冷静になって考えると商品は高額で必要もないので解約したい。  
(岡山市：女性)

#### 消費者へのアドバイス

友人や親戚など身近な人から誘われ、商品を購入したり、投資をしたりする販売組織の会員になる契約をさせられる、マルチ商法の相談が若年層を中心に寄せられています。

勧誘時には、本来の目的は告げられず、食事や会合などを名目に呼び出されて長時間に渡り勧誘され、断り切れずに契約してしまうケースが目立ちます。若い人達は契約時に必要な現金がないため、資金を消費者金融からの借金で賄ってしまうこともあります。

マルチ商法は、商品やサービスを契約して、次は自分が買い手を探し、次々に販売組織に加入させ、ピラミッド式に拡大させていく商法です。販売組織の会員となっても販売成果を上げられず、借金が残って被害者となるだけでなく、自らが勧誘・販売することで加害者となり被害を拡大させてしまうこ

との多い、非常に問題の起こりやすい取引形態です。

被害に遭わないためには、身近な人からの勧誘でも毅然と断ることで、曖昧な態度をとり続けると、被害に遭い、結果的に人間関係も損なわれることとなります。

また、「すぐに儲かる」「簡単に儲かる」などの甘い言葉を信じて安易に契約しないでください。

マルチ商法は、特定商取引法で定める連鎖販売取引に該当する場合は、消費者契約書面を受け取った日を含めて20日以内であれば、クーリング・オフにより無条件で契約を解除することができます。

事例の場合も、ハガキでクーリング・オフの通知を出すよう助言しました。

トラブルが生じたら、すぐに居住地の消費生活相談窓口にご相談してください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

## 消費生活ビデオ・DVDライブラリー

ビデオ・DVDライブラリーに次のDVDが加まりました。

### 高めよう! 「見守り力」

～高齢者・障害者の消費者被害を防ぐために～

企画：消費者庁 制作：公益社団法人 全国消費生活相談員協会

高齢者や障害者の消費者被害の未然防止や、早期発見のためには、地域社会全体で見守り、支援することが求められています。高齢者や障害者の消費者被害の現状や特徴、見守りのポイントについてわかりやすく解説しています。

\* 貸出については、当センターへお申し出ください。TEL (086) 226-1019

\* ビデオ・DVDライブラリーの在庫については、当センターのホームページをご覧ください。

<http://www.pref.okayama.jp/site/syohi/koho-v-list.html>



見守り者向き